

会員 各位

「ともに日弁連を変えよう！市民のための司法をつくる会」（変えよう！会） 代表 及川 智志
 連絡先：国府泰道 TEL 06-6311-9182 FAX 06-6311-9280

コロナ禍における「法テラス法」改正案の廃案または修正を

1 日弁連による各政党への要請は会内民主主義を踏まえていない

日弁連は、新型コロナウイルス感染症に起因する紛争につき、全ての個人に対し資力要件なしに法テラスにおいて無料法律相談、代理援助を行えるよう特例法の制定をもとめる日弁連案を作成、本年5月以降、各政党に要請及びレクチャーを行ってきました（以下、「日弁連要請」という）。日弁連要請を踏まえて、野党から法案、自民党「国民とともに民事司法改革を推進する議員連盟」（以下、「議員連盟」という）から法改正要請が出されています。しかし日弁連要請には、日弁連理事会への諮問がなされず、災害対策・労働問題等関連委員会にも意見照会を行わず、各単位会及び我々会員への一切のアナウンスがないまま行われたという重大な手続違反があります。

2 野党案及び議員連盟案の問題点

（1）野党案の問題点

野党案については、従来の資産要件に該当しなくても、新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止のための措置の影響により「収入の著しい減少」があった者が援助を受けられるとし（「半分程度の減収」を想定）、報酬についても「国民等を広く援助するものであることを考慮した相当な額」（同法案要綱案第三条関係）と、従来の法テラス基準に比しても弁護士報酬が低廉になりうる内容です。弁護士及び弁護士事務所も新型コロナウイルス禍の被災者であり収入減少に悩んでいるのですから、弁護士については旧日本弁護士連合会報酬等基準に見合った報酬の立替払いをすべきです。そして、利用者には従来の法テラスの報酬基準の範囲内での償還額を適用し、その差額については国費負担で対応等すべきです。野党案には問題が多く、同法案については廃案または修正が必要です。

被災者救済の趣旨には賛同し得ても、その負担を個々の弁護士に強いるような制度には反対です。

（2）議員連盟案の問題点

議員連盟案は、新型コロナウイルス感染症の影響に起因する紛争であれば、減収等の要件も不要とすることで、野党案以上に対象者を広げるものですから、野党案に関する問題指摘が同様に妥当します。また、新型コロナウイルス禍でほとんどの企業が減収していると思われる状況下、中小企業者の全てが法テラスで無料法律相談を行いうる内容である点で、会員各位の企業顧問契約への影響も大きいと予測します。議員連盟案が法制度化された場合、野党案以上に問題が大きいと思われます。

3 ともに法制度化阻止の声を

日弁連は、日弁連要請における手続違反と実質的問題点をふまえ、同要請を撤回すべきです。

会員各位におかれましては、野党案及び議員連盟案に含まれる問題点を踏まえ、両案ともに廃案とするか、少なくとも上記の国費負担についての修正をするように求める声をともにあげていただきたく存じます。



変えよう！会」のマーリングリストにぜひご登録ください！



お名前・所属単位会・登録期をご明記の上、件名「変えよう！会ML」で「tsai676@nifty.com」にメールをいただければ幸いです。変えよう！会ホームページは<http://www.change-nichibenren.com/>



チェンジ日弁連

